

## 令和4年度 男女の賃金の差異

区分	男性の賃金に対する女性の賃金の割合
全労働者	81.7%
正職員	83.6%
パート・有期社員	73.0%

**対象期間:** 令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

**賃金:** 基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、通勤手当、宿日直手当等を除く

**正社員:** 派遣及び留学者は除く

**パート・有期社員:** パート職員、臨時職員、学生アルバイト、嘱託職員

### 差異についての補足説明:

男女による賃金体系の違いはないが、産前・産後休暇及び育児休業を取得している職員の割合が、月平均で男性が2.5名であるのに対し、女性が68.7名となっている。当該休業中は賃金の支払いがなくなるため、男女の賃金に差異が生じることとなっている。